

# 社会福祉法人育桜福祉会 定款

## 第1章 総則

(目的)

- 第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
- (1) 第一種社会福祉事業  
障害者支援施設の経営
  - (2) 第二種社会福祉事業
    - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
    - (ロ) 相談支援事業の経営
    - (ハ) 地域生活支援事業の経営
    - (ニ) 身体障害者福祉センターの経営

(名称)

- 第 2 条 この法人は、社会福祉法人育桜福祉会という。

(経営の原則)

- 第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

- 第 4 条 この法人の事務所を神奈川県川崎市に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

- 第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、職員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
  - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
  - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が 10 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 13 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により定める。
- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) その他法令で定められた事項
  - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 2 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 14 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

### 第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。  
2 理事長又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。  
3 理事長又は常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。  
2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。  
(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面  
(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。  
3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  
4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。  
(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき  
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  
2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。  
(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき  
(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき  
(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任した理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第 2 2 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第 2 3 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
  - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

- 第 2 4 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 2 5 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長又は常務理事の選定及び解任

(招集)

- 第 2 6 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 2 7 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 3 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べた時を除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 2 8 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 2 9 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
    - (1) 定期預金  
100 万円
    - (2) 建物  
神奈川県川崎市高津区久地二丁目 5 3 番地 2 他所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建 わかたけ作業所 施設建物 1 棟 (950.33 平方メートル)
    - (3) 建物

神奈川県川崎市中原区西加瀬8番地1他所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 白楊園 施設建物1棟(1,628.75平方メートル)

(4) 建物

(イ) 神奈川県川崎市麻生区片平五丁目24番地1所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根2階 しらかし園 施設建物1棟(587.7平方メートル)

(ロ) 神奈川県川崎市麻生区片平五丁目24番地1所在の木造 スレート葺 平家建 しらかし園 施設附属建物1棟(20.49平方メートル)

(5) 建物

神奈川県川崎市幸区小倉三丁目804番16他所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 こぶし園 施設建物1棟(1,159.24平方メートル)

(6) 建物

神奈川県川崎市宮前区犬蔵三丁目1526番地6他所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 いぬくら 施設建物1棟(481.88平方メートル)

(7) 建物

神奈川県川崎市川崎区川中島二丁目15番地4所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 ゆずりは園 施設建物1棟(1,050平方メートル)

(8) 建物

神奈川県川崎市高津区上作延字南原938番地1所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 あかしあ園 施設建物1棟(587.12平方メートル)

(9) 建物

神奈川県川崎市幸区小向仲野町3番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建 小向このはな園 施設建物1棟(1,519.87平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、川崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、川崎市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、障害者の就労を支援することなどを目的として、次の事業を行う。
- (1) 「障害者ふれあいショップ」の設置経営
  - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、川崎市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を川崎市長へ届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 4 1 条 この法人の公告は、社会福祉法人育桜福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。
- 2 解散時の債権申出の催告及び破産手続きの開始については、官報によって公告する。

(施行細則)

- 第 4 2 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 (厚生省収児第65号)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	寺田 良道
理 事	大橋 美夫
理 事	沖 昭
理 事	折江 長順
理 事	小林 明治
理 事	高田 孝
理 事	田中 朝男
理 事	田辺 團治
理 事	田邊 秀治
理 事	鷺田 幸一
監 事	藤森 昇治
監 事	山下 次男

- 2 この定款は、昭和56年 1月28日から施行する。

附 則 (厚生省収児第49号)

この定款は、昭和58年 1月26日から施行する。

附 則 (厚生省収児第178号)

この定款は、昭和59年 2月27日から施行する。

附 則 (厚生省収児第309号)

この定款は、昭和61年 4月10日から施行する。

附 則 (厚生省収児第95号)

この定款は、昭和62年 2月13日から施行する。

附 則 (神奈川県指令障福第19号)

この定款は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則 (神奈川県指令障福第288号)

この定款は、平成 2年 10月29日から施行する。

附 則 (神奈川県指令障福第249号)

この定款は、平成 3年 9月 7日から施行する。

附則 則 (神奈川県指令障福第4号)

この定款は、平成 5年 4月19日から施行する。

附 則 (神奈川県指令障福第143号)

この定款は、平成 6年 6月20日から施行する。

附 則 (10川健庶第405号)

この定款は、平成10年 8月 5日から施行する。

附 則 (川崎市指令健企第9号)

この定款は、平成11年 9月 3日から施行する。

附 則 (川崎市指令健企第23号)

この定款は、平成12年 4月 3日から施行する。

附 則 (川崎市指令健企第9号)

この定款は、平成12年 8月 4日から施行する。

附 則 (川崎市指令健企第16号)

この定款は、平成13年 2月26日から施行する。

附 則 (川崎市指令健企第6号)

この定款は、平成13年10月 2日から施行する。

附 則 (川崎市指令第1号)

この定款は、平成14年 5月 8日から施行する。

附 則 (川崎市指令第13号)

この定款は、平成15年 2月 5日から施行する。

- 附 則（川崎市指令第2号）  
この定款は、平成15年 5月28日から施行する。
- 附 則（川崎市指令第18号）  
この定款は、平成16年 3月 4日から施行する。
- 附 則（川崎市指令第8号）  
この定款は、平成16年11月15日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第5号）  
この定款は、平成17年 6月 2日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第3号）  
この定款は、平成18年 6月19日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第30号）  
この定款は、平成18年12月27日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第12号）  
この定款は、平成19年 7月 4日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第12号）  
この定款は、平成20年 6月25日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第33号）  
この定款は、平成21年 3月12日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第2号）  
この定款は、平成21年 5月12日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第19号）  
この定款は、平成22年 3月 1日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第6号）  
この定款は、平成22年 5月11日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第2号）  
この定款は、平成23年 5月16日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第24号）  
この定款は、平成24年 3月 5日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第4号）  
この定款は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第5号）  
この定款は、平成26年 5月27日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第29号）  
この定款は、平成27年 2月27日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第20号）  
この定款は、平成27年 8月 6日から施行する。
- 附 則（川崎市指令健企第31号）  
この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。